岐阜県公報

第七百三十一号
令和八年十一月六日（金曜日）

目次

規則
○岐阜県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則　（住宅課）四四九（ページ）

告示
○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定　（地域福祉課）四五一
○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定　（同）四五一
○指定医療機関の廃止の届出　（同）四五二
○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定　（同）四五二
○指定介護機関の廃止の届出　（同）四五二
○指定施術機関の廃止の届出　（同）四五三

公示
○土地改良区役員の退任及び就任　（西濃農林事務所）四五三
○落札者等に関する公示　（古川土木事務所）四五三
○落札者等に関する公示　（会計課）四五四

規則

岐阜県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十一月六日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

岐阜県規則第九十八号

岐阜県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県県営住宅条例施行規則（昭和三十六年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「、入居した年度に限り」を削り、同条第二項中「新規入居者」を「七月一日から翌年の三月三十一日までの間に入居した新規入居者」に、「次の各号のいずれかの」を「当該」に改め、同項各号を削る。

第十条の次に次の一条を加える。

（共益費）

第十条の二　条例第十九条の二第二項の規則で定める方法は、毎月の共益費の額として次に掲げる額を合算するものとする。

一　前々年度に生じた当該公営住宅における条例第十九条各号に掲げる費用（入居者の共通の利益を図るものに限る。）当該費用の合計額を当該公営住宅の住戸数で除して得た額を十二で除して得た額（当該額に百円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）。ただし、現況を勘案して当該額が適当でないと認められる場合にあつては、知事が定める額

二　徴収に要する費用　百円

2　前項に定めるもののほか、共益費の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

岐阜県公報　毎週（火曜日　金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）　令和八年十一月六日

第二十一条中「第十一条」を「第十条の二」に改める。

第二十六条中「第十一条第二項」を「第十条の二、第十一条第二項」に改める。

別記第二十六号様式を次のように改める。

第２６号様式（第20条、第21条の４関係）

岐阜県知事　様

年　　月　　日

住　　所
氏　　名
電話番号

県営住宅家賃減額申請書

年度県営住宅の家賃の減額の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　入居者及び同居親族等

	続柄	氏　名	生年月日	年齢	勤務先の名称等(電話番号)	基礎控除同居扶養	特別控除対象者(該当事項に○印を記入)				
							老配老扶	特扶	障害	特障	寡
入居親族	本人										
親族外扶養											

２　添付書類

（１）　入居者全員の住民票の写し（続柄等の記載されたもの）

（２）　15歳以上の入居者全員の最近の市町村民税等の所得課税証明書（扶養控除等の記載されたもの）

※　前年１月２日以降に就職された方及び15歳未満で収入のある方は別途、最近の収入等を証する書類が必要となります。

（３）　特別控除対象者がいる場合にあつては、その者が特別控除対象者に該当することを証する書類（対象者及び程度を証する手帳の写し等）

（４）　その他特に必要と認める書類

（記載上の注意）

１　この申請書に記載する年度の区分は、家賃減額の対象となる最初の月が属する年度としてください。

２　継続入居者の方の申請書に記載する年齢は、今年の 10 月１日現在の満年齢を記入してください。

附　則

1　この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、別記第二十六号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第二十六号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第二十六号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告　示

岐阜県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年十一月六日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

名称	所在地	指定年月日
岐阜県厚生農業協同組合連合会とうのう診療所	瑞浪市土岐町七五〇〇番八	令和八・一〇・一
このみちクリニック	大垣市稲葉東一丁目二七番地	同
ネコリパ薬局	美濃加茂市下米田町今一三三番地三	令和八・九・一
敬愛薬局	瑞穂市別府七三八番地四	同
Ｖ・ｄｒｕｇ岐南薬局	羽島郡岐南町野中二丁目八八番	令和八・一〇・一
サン・ハート薬局多治見店	多治見市太平町六丁目五八番地三	同
さくら薬局	中津川市本町四丁目四番八号	同

岐阜県告示第五百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年十一月六日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
合同会社ＮＥＸＩＡ	大垣市南若森町八七番地一スマートハウス南若森Ｂ	訪問看護ステーションキズナ	大垣市南若森町八七番地一スマートハウス南若森Ｂ	令和八・九・一
医療法人大垣在宅クリニック	大垣市林町六丁目八〇―五五ＡＯＫＩ大垣駅北口ビル二階	訪問看護ステーションエール大垣東町	大垣市東町三丁目四七番地	同
株式会社Ｎ・Ｙｓｔｏｒｙ	大垣市上面二丁目五四番地三	訪問看護ステーションワイド	大垣市波須二丁目一〇一ロイヤルガーデンＡ一〇一	同

岐阜県告示第五百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年十一月六日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

名称	所在地	廃止年月日
まつのみ在宅クリニック	瑞浪市土岐町六九六七―三	令和八・八・三一
旭ヶ丘歯科	多治見市旭ヶ丘八―二九―一四〇	令和八・九・二

居宅介護事業者等の名称　居宅介護事業所等の名称　指定年月日

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
社会福祉法人ケアニ一　高山市新宮町一〇五四番地の三	訪問介護	一番館ヘルパーステーション　高山市新宮町八五一番地一	令和八・八・二六

岐阜県告示第五百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年十一月六日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

居宅介護事業者等の名称　居宅介護事業所等の名称　廃止年月日

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
敬愛薬局　瑞穂市別府七三八―四			令和八・八・三一
いるか調剤薬局下米田店	美濃加茂市下米田町今一三三番地三	同	同
クスリのアオキ三ツ池薬局	各務原市鵜沼三ツ池町五丁目二五九番地一	同	同

岐阜県告示第五百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年十一月六日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

居宅介護事業所等の名称　居宅介護事業所等の所在地　指定年月日

一般社団法人可児医師会	可児市広見五丁目二〇番地	訪問看護	一般社団法人可児医師会立可児訪問看護ステーション	可児市広見五丁目二〇番地	令和 八・三・三一		
同	同	居宅介護支援	同	同	同		
同	同	介護予防訪問看護	同	同	同		

岐阜県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年十一月六日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

氏名	施術所の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	廃止年月日
阿部京子	鍼灸あん摩ゆうらく治療院	瑞浪市松ケ瀬町四丁目五五番地の二	令和八・九・三〇

公　示

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年十一月六日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所
五三土地改良区	令和八・二・二八	理事	長谷川　邦明	養老郡養老町根古地三七番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住所
五三土地改良区	令和八・六・九	理事	藤田　詳治	養老郡養老町根古地四一番地

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年十一月六日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

1　調達物品の名称及び予定数量　凍結防止剤（塩化ナトリウム及び塩化カルシウム）

計1,244,000kg

2　契約の相手方を決定した手続　一般競争入札

3　入札公告を行った日　令和８年８月21日

4　落札者を決定した日　令和８年10月１日

5　落札者の住所及び氏名　高山市問屋町39番地
株式会社瀬木油店
代表取締役　瀬木　孫八郎

6　落札金額　89,591,700円

7　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

⑴　部局の名称　岐阜県古川土木事務所総務課管理調整係

⑵　所　在　地　飛騨市古川町上野617番地１

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年十一月六日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

1　特定役務の名称及び数量　岐阜県警察総合捜査管理システムの改修　一式

2　契約の相手方を決定した手続　随意契約

3　随意契約の理由　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号該当

4　契約の相手方を決定した日　令和８年10月13日

5　契約の相手方の住所及び氏名　愛知県名古屋市東区東桜一丁目14番11号
パナソニックコネクト株式会社
現場ソリューションカンパニー中日本社
社長　樋口　克彦

6　契約金額　74,690,000円

7　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

⑴　部局の名称　岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係

⑵　所　在　地　岐阜市薮田南二丁目１番１号

令和八年十一月六日発行
発行者　岐阜県
発行所　岐阜市薮田南二丁目１番１号
編集　岐阜市三輪ぶりんとびあ十二一一　岐阜文芸社